

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年5月1日から20年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を16年5月及び同年6月は18万円、同年7月から同年11月までは19万円、同年12月は20万円、17年1月は19万円、同年2月から同年6月までは20万円、同年7月及び同年8月は22万円、同年9月は20万円、同年10月から18年2月までは22万円、同年3月は20万円、同年4月は22万円、同年5月及び同年6月は20万円、同年7月から同年10月までは22万円、同年11月及び同年12月は20万円、19年1月は22万円、同年2月及び同年3月は20万円、同年4月及び同年5月は22万円、同年6月及び同年7月は20万円、同年8月は22万円、同年9月及び同年10月は20万円、同年11月から20年1月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年2月1日から21年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間、及び20年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年5月1日から21年9月1日まで

年金事務所の記録から確認できる平成16年5月から21年8月までの標準報酬月額と、会社からもらっている給料支払明細書の金額が違っている。

給料支払明細書において給与から控除されている厚生年金保険料額が実際に納付されていないと考えられるので、標準報酬月額に係る記録を調査し、

訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年5月1日から21年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成16年5月1日から20年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年2月1日から21年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間のうち平成16年5月1日から20年2月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額の変動について申し立てているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成16年6月から18年9月まで及び同年11月から20年1月までの申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された平成16年6月分から20年3月分までの給料支払明細書（16年5月分及び18年10月分を除く。）において確認できる給与支払総額及び厚生年金保険料控除額から、16年6月は18万円、同年7月から同年11月までは19万円、同年12月は20万円、17年1月は19万円、同年2月から同年6月までは20万円、同年7月及び同年8月は22万円、同年9月は20万円、同年10月から18年2月までは22万円、同年3月は20万円、同年4月は22万円、同年5月及び同年6月は20万円、同年7月から同年9月までは22万円、同年11月及び同年12月は20万円、19年1月は22万円、同年2月及び同年3月は20万円、同年4月及び同年5月は22万円、同年6月及び同年7月は20万円、同年8月は22万円、同年9月及び同年10月は20万円、同年11月から20年1月までは22万円とすることが妥当である。

また、当該期間のうち、平成16年5月及び18年10月に係る標準報酬月額

について、申立人は給料支払明細書を保有していないが、当該期間以外の給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額は同額であり、当該期間前後における給与支払総額から当該期間においても同様の報酬月額が支給されていたことが推認できることから、16年5月は18万円、18年10月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「手続等に関し、明確には覚えていない。」旨を供述しているものの、給料支払明細書において確認できる給与支払総額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）の記録における標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年2月1日から21年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において、20年2月から同年8月までは16万円、同年9月から21年8月までは17万円と記録されているところ、申立人から提出された給料支払明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月まで、及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を、平成20年2月から21年8月までは22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年12月までの期間及び3年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から同年12月まで
② 平成3年2月及び同年3月

私は勤務していた会社を退職した当初は、国民年金への加入手続きを行っていなかったが、病院へ行くため国民健康保険が必要になり、町役場に手続きに行った際、国民年金保険料も納付するよう指導され、町役場窓口で、国民健康保険料と国民年金保険料を併せて一括で納付した。その時期は覚えていないが、金額は20万円ぐらいであったと思う。

それ以後の国民年金保険料の納付については、私はA町（当時）に住民登録を置いたまま、県外で派遣社員として勤務していたので、母が私の保険料を立て替えて納付し、私が実家に帰った時にそのお金を母に返していたが、途中から私が直接納付するようになったと記憶している。いずれにしても、申立期間①と②の間の平成3年1月の保険料だけ納付済みとなっているのは不自然であるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「勤務していた会社を退職した当初は、国民年金への加入手続きを行っていなかった。」としているところ、平成3年4月以降の国民年金保険料の納付状況を踏まえると、同年8月頃に申立期間に係る国民年金の加入手続きを行ったものと考えられ、申立期間の保険料を現年度納付した事情は見当たらない。

また、オンライン記録から、船員保険期間と重複していた平成4年11月の国民年金保険料が5年2月に、時効直前である3年1月の保険料に充当処理（差額は還付）されていることが確認できることから、当該充当処理の時点で、申立期間を含む2年4月から3年3月までの保険料は納付していなかったものと考えられ、申立期間の保険料を過年度納付した事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川厚生年金 事案 768

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月 4 日から同年 3 月 27 日まで

私は、申立期間においてA市内の市立小学校の講師として勤務していたが、その間のB県教育委員会事務局C出張所（現在は、B県教育委員会事務局D教育事務所）における厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかしながら、申立期間以前に小学校の講師として同様に勤務した期間は、厚生年金保険被保険者となっていることから、申立期間についても同保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令書及びB県教育委員会から提出された履歴書から、申立人が、申立期間において、A市内の市立小学校の講師として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B県教育委員会事務局D教育事務所は、「申立期間当時の厚生年金保険の取扱いは断言できないものの、現在と同様に、任用期間が2か月と1日以上の場合に厚生年金保険に加入させる取扱いであったものと考えられ、申立てに係る任用期間については2か月に満たないため、申立人は厚生年金保険には加入していなかったと思われる。」旨回答している上、オンライン記録上、申立期間前後1年間にB県教育委員会事務局C出張所において厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、資格取得日から資格喪失日までの期間が2か月未満の被保険者は確認できない。

また、前述の厚生年金保険被保険者のうち、二人が、「厚生年金保険に加入する基準は分からないが、私も、短い任用期間については厚生年金保険に加入していない。」、「私は、昭和 60 年 11 月の 1 か月と 61 年 2 月から同年 3 月

にかけて小学校の講師として働いた期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。」旨供述している。

さらに、B県教育委員会事務局D教育事務所は、「申立てに係る資料で現存するものは、B県教育委員会にある採用記録のみであり、保険料控除を確認できる資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月頃から 16 年 12 月 16 日まで

私は、平成 8 年 3 月に大学を卒業し、その年のゴールデンウィーク明けに、A 社（後に、B 社に社名変更し、21 年 9 月 1 日付けで C 社と合併。）に入社したにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日が、16 年 12 月 16 日となっていることに納得できない。

A 社における勤務内容は、入社から退社までの間変わっていないので、入社時から厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、「平成 8 年 3 月に大学を卒業し、同年のゴールデンウィーク後に、A 社に入社した。」と主張していたが、その後、「大学を卒業したのは、9 年 3 月である。」と主張を変更しているところ、C 社人事事務センターから提出された「パートタイマー明細氏名コード選択」を見ると、申立人は、A 社において、9 年 5 月 6 日から勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C 社人事事務センターから提出された「過去給与控除内容」及び同社同センター担当者の保険料控除方法に係る回答によると、A 社では、給与からの厚生年金保険料について翌月控除と認められるところ、平成 17 年 1 月に支給された 16 年 12 月分の給与から初めて厚生年金保険料が控除され、9 年 5 月から 16 年 12 月までの間に支給された給与からは同保険料が控除されていないことが確認できる。

また、C 健康保険組合は、「申立人は、平成 16 年 12 月 16 日に当健康保険組合に加入した。」と回答しており、当該加入日は厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

さらに、D 市 E 区役所保険年金課は、「当区で確認できる申立人の国民健康

保険被保険者期間は、平成9年4月1日から16年12月17日までの期間である。」と回答していることから、申立人は申立期間当時、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、申立人が「平成10年から16年頃まで、A社と一緒に勤務していた。」と主張する同僚が、厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、申立期間後の18年8月16日であり、別の同僚は、「私は、同社では6年程度勤務していた。」と供述しているものの、同人の被保険者期間は、8か月間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで

私は、A 県 B 部職業安定課(現在は、A 労働局)からもらった人事異動通知書に記載されているとおり、昭和 30 年 4 月 1 日に同課で採用され、申立期間においても継続して勤務していた。

しかしながら、年金記録を確認したところ、厚生年金保険の加入記録が昭和 32 年 4 月 1 日からとなっている。申立期間についても厚生年金保険に加入していたと思うので、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A 労働局が保管する人事記録及び申立人から提出された人事異動通知書から、申立人が昭和 30 年 4 月 1 日に A 県 B 部職業安定課で採用され、申立期間においても事務補佐員として継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び A 県 B 部職業安定課に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同課は昭和 30 年 10 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間のうち 30 年 4 月 1 日から同年 10 月 24 日までの期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、上記人事記録の記載内容により、申立人は、A 県 B 部職業安定課において日々雇い入れされる雇用形態であったことが確認できる。A 労働局は、「申立期間当時、A 県 B 部職業安定課では、申立人のほかにも複数の非正規雇用の職員を採用したとみられるが、その人数は不明である上、申立人及び申立期間当時の同課において厚生年金保険被保険者資格を有した者に係る届出書や賃金台帳は保存しておらず、申立期間当時の同課長等責任者であったものは既に退職後死亡していることから、申立人の給与からの厚生年金保険料控除の状況や、当時の非正規雇用の職員についての厚生年金保険の適用の取扱い

については不明である。」と回答している。

さらに、申立人は、「申立期間当時、A県B部職業安定課では30人近くの職員が勤務していた記憶があるが、事務補佐員等非正規雇用であった者の名前や人数については分からない。」と供述していることから、同課における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認することができない。

加えて、A県B部職業安定課に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無い上、同名簿に記載のある申立人の厚生年金保険の記号番号は、昭和32年4月1日に新規で払い出されており、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿で、前後の番号の被保険者の資格取得日との整合性を確認しても、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 11 日から 41 年 3 月 24 日まで
平成 22 年 9 月に日本年金機構から脱退手当金の確認のはがきが届いて初めて、申立期間について脱退手当金を受け取っている記録とされていることを知った。
しかしながら、当時、脱退手当金の制度を知らなかった上、退職する際、退職金や一時金を受け取った記憶も無いので調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認できる上、脱退手当金計算書には申立人が当時居住していたと供述している地域に所在する金融機関名が記載されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されている上、申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 41 年 7 月 29 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 21 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 39 年 2 月 21 日から同年 3 月 1 日まで

申立期間①について、私は、A社（現在は、B社）に新卒採用として昭和 31 年 3 月 21 日から 6 か月間臨時雇用契約をして入社し、8 か月後の同年 11 月 21 日付けで社員に採用された。給与明細書は紛失しているが、契約書に、厚生年金保険の適用については法の定めによると記載されており、入社時から加入していたと思うので、年金記録を訂正してほしい。

申立期間②について、私は、C社から昭和 39 年 2 月 21 日付けで新たに設立させるD社（現在は、E社）に出向を命じられたため、厚生年金保険の加入記録には1日の空白も無いはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された「臨時雇傭契約書」及び申立人の同級生でA社と一緒に入社した同僚の供述から、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、「申立人に関する資料は残っていないため、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同年代の同僚 14 人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、いずれも、昭和 31 年 5 月 1 日となっていることが確認できる上、当該同僚のうち二人は、「私は昭和 31 年 3 月に入社したが、入社後数か月間研修が有り、最初の 2 か月ほどは厚生年金保険には加入できなかった。その間は、厚生年金保険料

は控除されていなかったと思う。」旨を供述していることから、同社は、従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人から提出されたC社の辞令、D社の辞令及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業所番号等索引簿において、D社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは、昭和39年3月1日であることが確認でき、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、E社は、「当社は、以前から統廃合を繰り返しており、資料は残っておらず、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人及び同僚の供述から、D社の申立期間当時の従業員は10人であったと考えられるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険被保険者記録が確認できない3人を除き、申立人と同様に昭和39年2月21日付けで同社へ出向した同僚を含む7人全員の同被保険者資格取得日は、同年3月1日となっていることが確認できる上、7人のうち1人は、「私は同年2月に入社したが、厚生年金保険に加入したのは同年3月からで、保険料は4月の給料から控除されたと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。